山梨県国土利用計画審議会会議録

- 1 日 時 平成24年2月9日(木) 午後1時30分~午後2時25分
- 2 場 所 ホテル談露館 1階 アンバー
- 3 出席者
 - 委 員 (五十音順、敬称略)

 芦澤公子
 天野
 市川三千雄
 市原文子

 上原勇七
 大山
 嚴
 岡村美好
 鈴木孝子

 谷口一夫
 辻
 一幸
 野村千佳子
 原田重子

樋口歌奈子 向山文人 以上14人

県側

丹澤 博 (企画県民部長)

安富芳森 (森林環境部技監)

宇野聡夫 (森林環境部技監:森林整備課長事務取扱)

山本重高 (農村振興課長) 市川成人 (都市計画課長)

相原繁博 (事務局 企画課長) 渡辺 建 (事務局 総括課長補佐)

- 4 傍聴者等の数 1人
- 5 会議次第
 - (1) 開会
 - (2) 会長あいさつ
 - (3) 企画県民部長あいさつ
 - (4) 議事
 - (5) 閉会
- 6 委員の委嘱替え、副会長選出

審議に先立ち、第13期委員の2名の委嘱替えの報告及び、委員の互選により、副 会長に荻野勇夫委員を選出した。

- 7 会議に付した議題(すべて公開)
 - (1) 山梨県土地利用基本計画の変更(案)について
 - (2) その他

8 議事の概要

(1) 山梨県土地利用基本計画の変更(案)について

事務局から資料1から資料4により、「山梨県土地利用基本計画の変更(案)について」説明をし、次のとおり質疑応答のうえ、異議なしとされた。

(議長)

何か意見や質問があればお願いしたい。

(委員)

県の地球温暖化対策実行計画の森林吸収分に影響がない範囲での企画・開発をお願いしたい。

(宇野森林環境部技監)

森林全体としては県土で約35万 ha 森林があり、それを適切に管理することによって地球温暖化の防止に期する森林吸収源対策として、森林整備を実施している。

森林の適正な管理という部分について引き続き、対策を進めて参りたいと考えている。

(議長)

ありがとうございました。他には何か意見はありますか。意見がなければ、今回の 土地利用基本計画の変更(案)は、承認いただいたということでよろしいか。拍手を もって承認をいただきたい。

~拍手~

(議長)

委員の皆様全員に異議なく御承認をいただいた。

(2) その他

宇野森林環境部技監から資料5により、「林地開発に係る森林地域の変更見込み」について報告したところ、次のとおり質疑応答があった。

(議長)

何か意見や質問があればお願いしたい。

(委員)

最近いろんなところで景観の問題を言われることが多くなってきている。

市町村単位で考えても、近場の話と遠くの眺めとかいった問題があったり、農業だけとか林業だけという小さな括りだけではまとまりがつかない問題があると感じる。

そうなった時に、国土利用計画の中に景観という文言も出てくるが、今日御紹介いただいた都市計画などの上位の計画としても、土地利用という中で景観も考えていく必要があるのではないか。

県ではその辺をどう考えているのかお聞きしたい。

(議長)

基本的には活性化のための利用はそれでいいのですが、景観という問題もこの中へ入れて、それを検討してあるのかという御質問であると思いますが、その辺はいかがでしょうか。

(事務局)

今回は森林地域の縮小でありまして、山の中の案件のみです。

米倉山の太陽光施設とか、大月のゴミ処理場が景観上どうかとか、確かにそういった部分への配慮が必要だと思いますが、今回は特に景観上、開発行為によって阻害されたとは考えていない。

(市川都市計画課長)

国土利用計画の一番上位に位置する計画の中で、なかなか景観という部分を取り扱うのは少し難しいのかなと思っている。

必ず個々の個別法がございますので、特に開発とか、都市部に係わるものがそういった景観に、非常に影響してくると思っている。

本県は、景観については県を挙げて、市町村もそれに追随する形で、いろいろと取り組んでいる最中で、十分に連携を図っている現状である。

(議長)

そういったことを念頭におくことが大切。是非ともこれからも開発については考慮 していっていただきたい。他には何か意見はありますか。

(委員)

森林地域の縮小で5箇所の説明があったが、5箇所とも森林の用を成していない状態で15、6年経っている。

初狩にしても、ウェルネスパークにしても、それを今さら縮小とはいかがなものか。 どうお考えか。

(宇野森林環境部技監)

森林法は、開発許可をした時点で、森林から外れるという行為が始まったと捉える ことになっている。

森林の場合は利用の形態によるが、例えば、一時的な利用であれば森林に戻る場合もある。開発事業者が撤退して開発を止めることが想定されるため、法律の決まりの中で、適切な開発として全て終わった時点で、森林から除外するという手続きを取らせてもらっている。今回のように、最終的には、例えば、都市公園として完成した時に森林から外している。

御指摘のとおり、初狩とか、ウェルネスパークは、事業が始まってから当初と事業目的が変わったということで、時間が長く掛かったりということは否めないと考えている。

(議長)

ありがとうございました。他には何か意見は。

(委員)

先程の景観との整合性に関連すると思うが、本年度分の森林地域の縮小、富士吉田、鳴沢、来年度以降でも富士吉田、山中湖などが出ているが、富士山の世界文化遺産登録との整合性、影響がないような取り組みをしていると思うが、その辺について伺わせてもらいたい。

(丹澤企画県民部長)

世界遺産については、富士山の山頂を中心として広大な面積で資産構成されていて、森林の占める面積が非常に大きいわけだが、施設や工場を造るという個々の森林開発により、森林地域から除外されることが、直ちに世界遺産に影響することはありません。

ただ、眺望地点等がございます。本栖湖から富士山を眺望するなど、それも世界遺産の構成要件となっているので、そういうものに阻害を及ぼすような物は、特別な場合として当然検討されます。今回及び今後予定されている案件の中には、そういう特別なものは当然ありません。

(宇野森林環境部技監)

森林開発の許可をする場合は、運用の中で景観への配慮を謳っており、許可申請を いただいた時に、ある程度、景観については配慮すべきとなっている。

施設によっては、周りに一定の森林保全帯を設ける配慮をお願いしたり、眺望の良いところからどういう見え方をするか、事業の内容によっては検討してもらうようになっている。

ただ、景観の場合は、主観的というか、何をもって景観が守られるのか難しい部分 もあり、機械的な基準があるわけではないが、一定の配慮をお願いしている。

(議長)

ありがとうございました。他には何か意見は。

(委員)

国土利用計画審議会の仕事の内容としては、今日のような案件を審議するのですが、 実際には、もう既に、その前に、知事の許可基準であるとか、森林審議会、都市計画 の方で決っていて、それをここで審議するわけですが。

今まで国土利用計画は人口が増えている時期に、住宅開発の用地をどのくらい増やすとか、それを市町村が個別でやるのではなくて県全体として、このあたりでよいのでないかと、数字で、まず押さえて開発をコントロールしていこうとの話であった。 人口減少下になると、こういうやり方自体が現実の環境をよくしていこうとするやり方やプロセスと合ってこなくなる。

この審議会の調査審議事項には、計画変更への意見とか助言とかあるが、今後、開発により森林が減っていく見通しの中で、例えば、許可をする基準であるとか、考え方であるとか、そういうところを審議会のなかで説明をいただき、それに対して事前に、こういう考え方を入れたほうがいいんじゃないかという議論が、もし出来たらいい。

ただ、これは国の法律に基づいた設置審議会だから、どこまで仕事をやらせるかということがあるかもしれないが、何かそういった工夫を、もし可能であれば検討していく必要があるというのが、個人的な感想である。

(議長)

今の話は、この審議会の役目を含めての話ですね。

(事務局)

委員の御指摘のとおり、国の制度の根幹に係る部分だと思う。今回は森林地域の縮小に係る案件で、個々に林地開発の許可手続を経ることになっている。各個別ごとの許可の中では、十分適正を保つような考え方で許可が行われていると考えている。

(宇野森林環境部技監)

審議会の場は、様々な土地利用の調整を図るということで、今回は、森林の案件を 5件提出させていただいた。今日の審議会は、そういう場になっている。例えば、農 業地域や都市計画区域を見直すため、いろんな御審議があって、全体的な取りまとめ として、この場で御審議をいただいている位置付けだと理解している。

森林開発の許可は、国とかの基準に基づいて許可を出させていただいているという

ことはなかなか否めない。

例えばだが、県で独自の考え方を上乗せして、富士山の山麓ではこれ以上の開発を認めないとか、大規模な開発は抑制するとかということになると、事業者に不利益を与える形になるので、きちんと条例化を図るとかそういった形が必要になると考えている。

ただ、先程申し上げた景観を守っていくとか、そういう景観に関連する部分は、い ろんな手法を使いながら運用させていただきたいと考えている。

(議長)

今の話は、環境という問題からすると大事なことです。頭に入れながらいろいろ考えておいていただきたい。

以上、他に質問、意見がなく、審議会を終了した。